

公 告

土地区画整理法（以下、「法」とします。）第 103 条第 1 項の規定による京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第二地区土地区画整理事業の下記の表に記載する者に対する換地処分通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、法第 133 条第 1 項及び第 2 項の規定により準用する法第 77 条第 5 項の規定により、その内容を京都府京都市伏見区下鳥羽浄春ヶ前町 36 番地の 1 京都市南部区画整理事務所にある掲示板に掲示しています。

平成 17 年 12 月 27 日

京都市長 梶本 頼兼

記

換地処分通知の送付を受けるべき者の氏名及びその住所

換地処分通知の送付を受けるべき者		従前の土地 (京都市伏見区)	換地処分後の土地 (京都市伏見区)
氏 名	住 所		
丸山 喜代美	京都市伏見区下鳥羽柳長町 6 番地の 13	下鳥羽柳長町 6-13 宅地 106.61 m ²	下鳥羽西柳長町 17 宅地 101.82 m ²

(建設局都市整備部区画整理課)